

前払式割賦販売制度の会員が求める積立式介護サービス

トップスポーツマネジメントコース

5017A329-5 吉田 卓史

研究指導員 平田 竹男 教授

1. 研究の背景

平成28年版厚生労働白書によると、1950年に5%に満たなかった我が国の高齢化率は、2015年には26.7%へと急激に上昇し、2055年には39.4%と65歳以上の人口が約2.5人に1人という超高齢化社会になるとしている。そのような中、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして2000年に介護保険制度が創設された。介護保険サービスは、65歳以上の人は原因を問わずに要支援・要介護状態になったときに、利用した介護サービス料の1割または2割を自己負担することによって様々なサービスを利用することができる。厚生労働省がおこなった平成28年度介護給付費等実態調査の概況によると、介護予防サービスおよび介護サービスの年間累計受給者数は62,273千人で、2000年には3.6兆円だった介護給付総額は2014年には10兆円を超え、受給者一人あたりの費用額は160千円となり、更には2025年には21兆円を超える見通しである。介護保険制度の持続可能性の確保のために効率化や負担額の見直しなどが必要となっている。このような公助が持続するかどうか不安があることは、受益者自身がその費用を積み立てる保険商品の増加からも読み取れる。

病気や介護への保険だけでなく、将来予測される費用の準備方法として前払式割賦販売制度を利用した冠婚葬祭互助会のシステムがある。介護費用を事前に準備をしておく方法として、積立式介護サービスが新たな介護費用の準備になりえるか、また、そのニーズがあるのかは不明であることから、冠婚葬祭互助会の協力を得て、前払式割賦販売制度を利用した冠婚葬祭互助会の会員における介護に関する意識調査を実施し、介護の実態や、介護に対する潜在意識やニーズを把握すべく調査を実施した。

2. 研究の目的

本研究は、冠婚葬祭互助会会員の積立式介護サービスの提供に関するニーズを明らかにすること

を目的とする。

3. 研究方法

1) 法制度の調査

関連する可能性のある法律を調査する。

2) アンケート調査

① 調査対象：冠婚葬祭互助会員で積立中または完納会員8000人

② 調査時期：2017年11月20日から12月10日

③ 実行エリア：東京都、埼玉県、群馬県

④ 調査項目：積み立ての意思、利用したいサービス、介護経験等

⑤ 分析方法：単純集計ののちに積み立て意思や介護経験と利用したいサービスや利用者が興味のあるサービスについて χ^2 乗検定にて分析

4. 結果

1) 法制度

積立式介護サービスを提供することには、割賦販売法、出資法、金融商品取引法、保険業法など関係性のある法律を調べたがどの法律にも抵触しないことが確認できた。

2) アンケート調査

(1) 回答者の背景

回答者は3,857名、回収率48.2%だった。回答者の67.7%は女性で、50歳以上が79.4%だった。

回答者が冠婚葬祭用に積み立てしている金額は、10万円から50万円を積み立てている会員が最も多く、72.9%に上る。80万円以上の積み立てをしている会員は12.3%だった。

(2) 介護のための積み立て意思

回答者の31.2%が介護目的での積立コースがあれば積み立てをしたいと答えた。積み立てたい金額は、積み立てをしたい会員のうち、77.4%の会員が80万円以上を積み立てしておきたいと答えていた。更に、24.3%の会員が200万円以上の積み立てを望んでいた。年齢区分や介護経験と積み立て意思の関係性では、40歳

以下で介護経験のある人は積み立て意欲が強いことが読み取れた。積み立てをして利用したいサービスでは家事代行、生活援助、施設入居費、身体介護、食事のサービス、デイサービス、訪問介護、入浴の順であった。在宅サービスで自宅での生活支援的なサービスを求めている人と在宅サービスで通所サービスの為に積み立てしたい人がそれぞれ 53.9%と 20.7%だった。

4) 将来の介護について

将来介護が必要になった時には 66.8%の人が配偶者や子供から介護を受けることを望んでいた。一方で、家族に任せたくない人が 26.0%いた。介護経験のある人の 23.3%が家族に任せたくないと答えた。介護が必要時には、47.0%の人が在宅（自宅）での介護を望んでいた。施設における介護を希望しているのは 21.1%だった。

5) 介護に関する不安事項

介護に関して不安に思っていることは経済的な費用に対する不安がもっとも多く 23.7%だった。そして介護期間(16.8%)や、介護施設に入れるか(12.8%)と続いた。

将来の介護の為に準備していることは健康でいられるために体力の増進や健康の維持の為に運動をしている人が 26.0%、趣味を持つことにより将来的な心の不安を取り除くことをしている人が 15.8%それぞれいた。一方で、貯金などで費用を事前に準備している人が 11.9%、民間の介護保険に入り経済的な不安をなくすことなどの経済的不安を取り除く準備をしている人は 10%にも満たなかった。介護経験者に比べ、介護経験のない人の方が、介護の期間や施設に入れるか、記憶障害などを不安に思っていた。

5. 考察

将来のイベントに備えて積み立てをしている冠婚葬祭互助会の会員は冠婚葬祭以外にも、介護に対しても積み立て、備える意思があることが確認できた。またその積立額は冠婚葬祭を目的とした積み立てよりも高額の積み立てをして、将来の介護負担を軽減したいというニーズが明らかとなった。

積立式介護サービスを提供することへも法的問題もないことから、その実行可能性は高いと考える。しかしながら、介護人材の不足や必要コストも多額であることから、実行するにはいくつか乗り越えなくて

はいけない壁がある。これらの条件がそろったとして、具体的なサービスとして何が提供できるかを検討した。介護保険外のサービスは介護保険制度による制約を受けないため、自由なサービス設計を行える。要介護認定前の高齢者や介護保険制度では利用できないその家族も利用できるようにすることにより、介護保険で利用するサービスとの差別化も可能である。これからは自分のニーズに合致した付加価値の高いサービスに対価を払う人が増えると予想される。このような高齢者の生活の質を高める保険外サービスなども考えた。事前にその費用を積立て準備することによりある程度高額のコースを用意して入会していただき、少しでも要望の多い金額まで積み立てできるように考えた。具体的にいくつかの積立式介護サービスを提案してみると満期額 150 万円の積み立てによるオーダーメイド介護サービスや満期額 100 万円の高級配食サービス等を考えた。

6. 結論

介護サービスを目的として積立金を集めることは現行法上、可能であることが分かった。現在互助会員の 31%が介護用の積立コースを望んでいることがわかった。特に、介護に対する不安では経済的不安が最も多い、今後介護が必要になる世帯にとって積立式介護サービスは大変興味のある商品になりえる。サービスに関しては、生活支援や訪問リハビリテーションの提供など要介護度 2 以下の介護認定の人へのサービスの提供や、通所介護、通所リハビリテーション、配食サービスなどは現行の互助会事業者が所有する既存施設での提供が可能である。更に現在の介護保険では認められない要介護者以外の家族などへのサービスや既存のサービスよりもグレードの高いサービスの提供など今までの介護制度では提供できないことを事前に積み立てで準備しておくサービスは新しい介護サービスとして要介護者の選択の幅を広げるサービスになりえる。しかし介護すべて賄うには十分ではなく、あくまでも補完するサービスになることが想定される。ニーズに見合うサービスの開発はさらに検討を要す。今回は互助会をすでに利用している人を対象にしたアンケート調査であり、日ごろから積み立てに対する意識が強い人の意見を反映しており、一般化には注意が必要である。